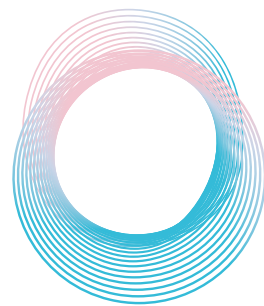


ディスクロージャー誌



DISCLOSURE 2026

つながる 広がる 信頼の輪



しま
郷土のくらしを見つめる

奄美信用組合

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和7年度第70期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

奄美群島の中小・小規模事業者を取り巻く経営環境はコロナ禍以降、観光業の回復やインターネットの環境整備やデジタル化による多様な働き方の普及など、新たなビジネスチャンスが広がる一方で、人口減少と高齢化に伴う労働力不足や原材料価格の高騰、地域経済の高齢化といった課題も顕在化しております。

奄美信用組合は、基本理念である「相互扶助」の精神のもと、顧客のニーズに応じた質の高い金融サービスを提供し、地域経済の成長と活性化に貢献してまいります。事業方針として「経営基盤の強化」「経営力・組織力・人材力の強化」「健全経営の確保」「総合力の発揮」を定めており、信用組合本来の地域密着に根差した金融機関として「育てる金融」「顔の見える金融」「足で稼ぐ金融」に取り組んでまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

奄美信用組合 理事長 手島 博久



経営理念・経営方針

■理念

- ・組合員への奉仕
- ・地域社会への貢献

■経営方針

- ・共存共栄の実を上げるため組合員の増加と資金の充実を図る。
- ・組合員企業の繁栄と生活向上を推進するため業務の効率化・合理化につとめる。
- ・適正な資金需要については機会を失することのないよう迅速にこれを処理する。
- ・労を厭わず業務に精励し、もって組合員及び地域社会の発展に寄与する。
- ・感謝と謙虚の念を保持し、自己啓発と人格の向上につとめる。

役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）（令和8年6月19日現在）

理事長／手島 博久	専務理事／吉田 孝寛
常務理事／山下 伸一	常勤理事／東向 哲也
常勤理事／瀬戸口昌也	理事／染川 實彦 ^(※)
理事／竹田 政茂 ^(※)	常勤監事／名越 重浩
監事／前田 幸俊	員外監事／安田 義文

注）当組合は、職員出身者以外の理事2名（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

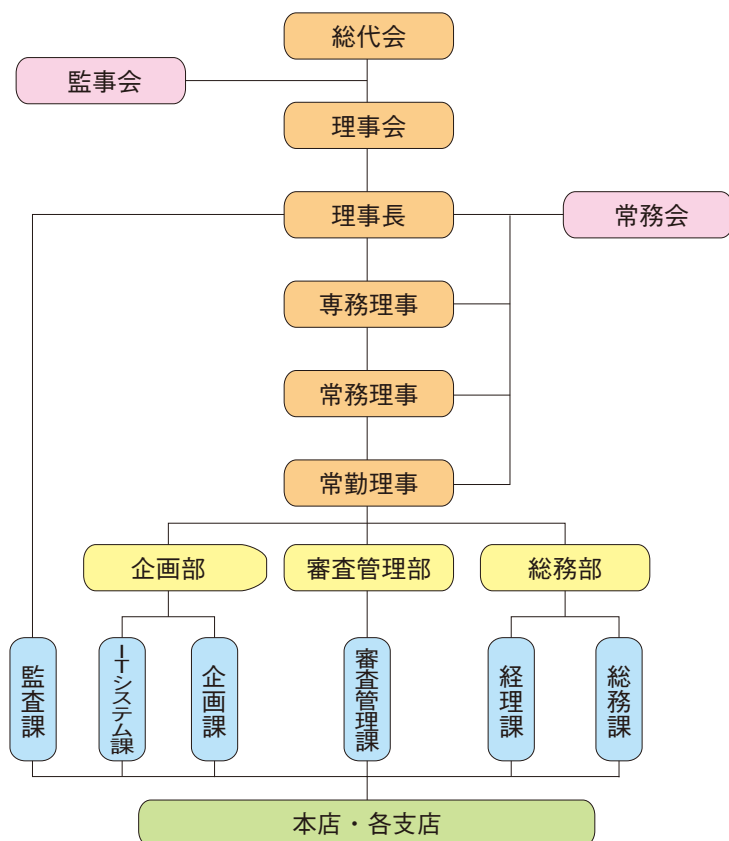
有限責任 監査法人 トーマツ

（令和8年6月末日現在）

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和31年5月11日／瀬戸内信用組合設立
- 昭和37年6月4日／瀬戸内信用組合を奄美信用組合に改称
- 昭和41年4月1日／本部制設置・導入
- 昭和41年8月28日／主たる事務所を奄美市（旧名瀬市）へ移転
- 昭和45年6月1日／喜界信用組合と合併 喜界支店、早町出張所承継
- 昭和46年10月1日／電算室設置 給与、日計、出資金稼働
- 昭和51年1月16日／創立20周年記念事業の一環として、奄美市（旧名瀬市）へ2,500万円寄贈
- 昭和56年2月24日／自営オンライン（当座、普通預金）スタート
- 平成3年11月23日／総合オンラインスタート
- 平成8年5月25日／創立40周年記念事業の一環として奄美群島内の福祉施設（2ヶ所）へ車椅子、テレビを寄贈
- 平成10年3月31日／早期是正措置に基づく資産の自己査定実施
- 平成12年11月20日／瀬戸内支店新築移転 業務開始
- 平成13年5月20日／インターネットホームページ開設
- 平成14年5月13日／信用組合共同センターへオンラインシステム移行
- 平成14年5月20日／郵便貯金とATM提携スタート
- 平成15年7月22日／「インターネットバンキング・モバイルバンキング」サービス提供開始
- 平成15年11月17日／第5次全銀システムの取扱開始
- 平成16年3月16日／有限責任監査法人トーマツと業務契約を締結
- 平成16年4月1日／ATMカード入金取扱開始
- 平成16年5月17日／しんくみCDキャッシング取扱開始
- 平成17年2月21日／決済用預金（無利息型普通預金）取扱開始
- 平成17年9月1日／カードによるATMでの振込取扱開始
- 平成17年10月17日／郵貯現金相互入金取扱開始
- 平成18年1月4日／信組・第2地銀・信金・労金によるカードでの相互入金取扱開始
- 平成18年4月17日／FSS（ファイルセキュリティシステム）の稼働開始
- 平成18年6月12日／為替「定額自動送金」の取扱開始
- 平成18年6月24日／創立50周年記念式典・祝賀会開催
- 平成19年5月7日／SKCセンター第5次システムの稼働開始
- 平成20年4月4日／龍郷町の量販小売店に共同ATMコーナーを設置
- 平成20年12月15日／小浜支店地区内の量販小売店にATMコーナーを設置
- 平成22年6月28日／長浜支店地区内の量販小売店にATMコーナーを設置
- 平成23年5月11日／創立55周年記念「しんくみ市民講座、大感謝寄席」を龍郷会場にて開催
- 平成23年5月23日／永田橋支店地区内の量販小売店にATMコーナーを設置
- 平成23年12月5日／本店地区内の量販小売店にATMコーナーを設置
- 平成24年3月5日／「しんくみローンサーチ」サービス提供開始
- 平成24年9月19・20日／「しんくみの集い、大感謝寄席」を瀬戸内・宇検会場にて開催
- 平成25年2月18日／「でんさいネット」取扱開始
- 平成25年6月10日／永田橋支店新店舗移転 業務開始
- 平成27年5月7日／SKCセンター第6次システムの稼働開始
- 平成27年8月10日／沖永良部支店新築移転 業務開始
- 平成28年6月14日／創立60周年記念「しんくみ市民講座、しんくみの集い」を龍郷町（りゅうゆう館）他3会場にて開催
- 平成30年3月26日／喜界支店新築移転 業務開始
- 平成30年10月1日／web会議システムを導入
- 平成31年2月15日／法人用インターネットバンキング提供開始
- 令和1年9月1日／キャッシュレス化推進の取組みとして、琉球銀行業務提携によりカード加盟店サービスを開始
- 令和3年8月2日／知名支店新築移転 業務開始
- 令和3年12月1日／鹿児島銀行との提携により、奄美群島内のファミリーマート10店舗でのATMの共同利用開始
- 令和4年7月4日／QRコード決済であるPayPayとしんくみ口座連携開始
- 令和5年6月21日／しんくみアプリ With CRECO 取扱開始
- 令和5年12月1日／デジタルほーらしゃ券 取扱開始
- 令和6年2月13日／新店舗オープン、店舗内店舗（本店・本部、小浜支店、長浜支店）として営業開始
- 令和6年10月21日／竜郷支店・笠利支店 店舗内店舗（竜郷支店にて）として営業開始
- 令和7年1月14日／永田橋支店・宇検支店 店舗内店舗（永田橋支店にて）として営業開始
- 令和7年5月26日／web完結型カーライフローン取扱開始
- 令和7年12月12日／教育カードローン「AMICA」取扱開始

事業の組織



令和7年度 経営環境・事業概況

昨年の経済環境は、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の堅調な推移を背景に、経済活動は緩やかな回復基調を維持する一方で、原材料・エネルギー価格の高止まりに加え、為替相場の変動や国内外の金融政策の転換に伴う金利動向、資金調達環境の変化などを受け、企業を取り巻く不確実性は依然として高い状況にあります。さらに、人手不足の深刻化や賃金上昇傾向への対応、デジタル化等に伴うビジネスモデルや取引流通の見直し、業界再編への適応、自然災害への事業継続計画の強化など、中小企業の課題は一層多様化・高度化しています。また、米政権の政策運営や中東情勢の影響などを背景に、国際金融情勢が変化し、世界の資本市場が大きく変動する局面も見られます。

日銀による金融政策の正常化を背景に、全国の手銀行、地銀、信金、信組等各金融機関において、預金金利および住宅ローンや長期貸出金利の引き上げも進んでおります。これにより、地域の中小企業や個人事業主に対する影響は大きく、金融機関には一層きめ細かな対応が求められております。また、生成AIをはじめとする情報通信技術は、実証・活用の段階へと移行し、業務効率化やサービス高度化など、金融機関の経営や業務運営に与える影響は一層拡大しており、今後は、金利環境変化への的確な対応に加え、デジタル技術の活用など、持続可能な金融サービスの提供が求められる金融環境となっております。

一方、奄美においては、人口減少に伴う人材不足や産業の縮小など、事業者が抱える課題も多く見受けられ、当組合は、こうした地域の課題に対する支援も当面の重要な取組みとして捉えております。加えて、若年層をはじめ幅広い年齢層に向けて、基本理念である「相互扶助」の精神のもと、顧客のニーズに応じた質の高い金融サービスを提供し、地域経済の成長と活性化に貢献してまいります。

組合員の推移

(単位：人)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
個 人	22,227	21,646
法 人	1,399	1,401
合 計	23,626	23,047

奄美群島の中小・小規模事業者を取り巻く経営環境はコロナ禍以降、観光業の回復やインターネットの環境整備やデジタル化による多様な働き方の普及など、新たなビジネスチャンスが広がる一方で、人口減少と高齢化に伴う労働力不足や原材料価格の高騰、地域経済の高齢化といった課題も顕在化しております。さらには、地方特有の本土間との経済格差や地域内経済循環など、従来からの課題も抱えており、奄美群島の豊かな自然環境や文化・伝統、加えて、地域振興や地方創生への政策支援等を最大限に活用した地域活性化に繋がる事業展開も重要となります。

この様な環境の中、令和7年度の当組合業況は、貸出493億円（前年度比2億円増）、預金837億円（前年度比21億円減）と推移しております。収益状況につきましては、コア業務純益100百万円程を確保したものの、金融政策や市場金利上昇の影響を受け、保有する有価証券の一部に減損処理を実施、また、市場環境の変化に伴い、預金利息と貸出金利息の利ざやが圧縮されるなど、収益環境が厳しさを増したことに加え、固定資産に対する減損損失の計上や貸倒引当金の増加など、複数の要因が重なったことにより、今期は359百万円の当期純損失となりました。今後も市場の動向を注視し、適切なリスク管理の下、安定的な経営に努めてまいります。



■総代会の仕組みと役割

- ・総代会は、信用組合の組合員から選ばれた総代によって構成される信用組合の最高意思決定機関です。
- ・総代会は、定款の変更や決算承認、理事・監事の選任等信用組合の運営に関する重要事項を決議します。
- ・総代会の開催につきましては毎年6月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。
- ・総代には、組合員の代表として総代会等において、組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合の経営に反映させる重要な役割があります。

■総代の選出方法、任期、定数等

総代は「総代選挙規定」に基づき、営業店単位に14の地区より選出され、任期は3年です。地区ごとに定数を定めており、選出方法は、立候補または推薦により届出のありました候補者について選挙を行っています。また、総代の定数は100名以上110名以内となっています。

■第70期通常総代会の報告

令和8年6月19日開催されました第70期通常総代会は、総代101名のうち、出席総代数61名（うち、委任状による代理出席30名）のもと、次の報告事項ならびに議決事項が上程され、全議案が満場異議なく、原案のとおり承認・可決されました。

■総代会の決議事項等の議事概要

●報告事項

1. 令和7年度 第70期 事業報告、貸借対照表、損益計算書、報告
2. 監事の監査報告

●議決事項

- 第1号議案 令和7年度 第70期 剰余金処分（案）承認の件
第2号議案 令和8年度 第71期 事業計画及び収支予算（案）承認の件
第3号議案 定款16条に基づく組合員除名の件
第4号議案 定款第21条に基づく役員定数変更の件及び第22条代表理事の件
第5号議案 任期満了に伴う理事・監事選出の件
第6号議案 役員退任に伴う退職慰労金支出の件
その他 令和7年度 優績店舗表彰



■総代のご紹介

令和8年6月19日現在

選挙区	総代数	総代氏名（合計101名）（注）丸数字は、就任回数						（敬称略：五十音順）
本店区	19名	荒垣 継生⑫	梅山 政博③	屋宮 重藏⑭	師玉 信一郎⑤	積山幸太郎⑪		
		平 淳一⑥	平 宗芳⑥	萩原 悦子③	浜田 正文⑪	治山 強⑧		
		前園 裕史⑥	徳永 貴子①	松元 榮幸⑭	渡 慶彦③	和田 邦文⑤		
		三浦 正光②	東 耕世②	平 孝之②	築 道弘②			
小浜支店区	9名	有村 文應⑨	上原 克夫⑧	悦田隆二郎④	畠納 建悟⑦	武島 一隆⑤		
		浜手 栄男⑭	原 正仁⑭	田中 博光②	前山 宗之②			
永田橋支店区	11名	恵畑 達広⑧	屋 種夫⑪	土持 圭子⑤	都成俊一郎⑦	成田 博宗⑯		
		野中 守⑥	松山 竹一③	向井 健悟④	吉岡 昭典①	浜田幸之進②		
		前田 匠②						
瀬戸内支店区	13名	勇 健一⑩	勇 次夫⑥	小川純一郎⑨	仁科 昇①	榮田 新次③		
		茂野 拓真③	高田 幸三⑪	田原 清宏⑨	藤野 修一⑧	政岡 博重⑦		
		松村 保宏⑦	泰江 徹⑫	安田 智一①				
笠利支店区	5名	有川 貞好⑦	泉 伸之③	里 高志②	大野 隼人①	山下 祐介②		
竜郷支店区	6名	川元 博文④	久保 誠⑤	里山 雅家⑯	重枝 祐介③	重野 寛輝⑪		
		前田 豊成⑧						
宇検支店区	4名	大友 満輝⑨	杉浦 治俊⑦	中村 真典⑨	渡 慶道③			
徳之島支店区	6名	清 和雄①	鶴野 達也③	徳田 哲也⑧	吉村 敏己①	宮本 仁⑦		
		吉村 辰巳⑦						
天城支店区	5名	島 和也⑤	徳田 太一③	永岡 寛治⑤	藤田 一夫⑤	前田美香登④		
喜界支店区	4名	前底 浩喜⑤	峰山奥恵喜⑤	久山 忍①	野間 弘也②			
伊仙支店区	4名	幸多 健次⑤	佐藤 隆志④	盛本 克彦⑥	琉 理人⑤			
長浜支店区	7名	梶山 廣市⑥	中本美智子③	日置 洋和⑪	幸 浩正③	山下 竜己④		
		對喜 梨沙②	里 栄作②					
沖永良部支店区	4名	中原 克美⑨	比嘉 則夫①	中田 隆洋②	大福 和寛②			
知名支店区	4名	南山 浩一①	太 直造⑥	宗岡須賀美⑦	吉俣 文一⑧			

■総代の属性別構成比

令和8年6月19日現在

職業別	個人 2.0%、個人事業主 18.8%、法人役員 79.2%、法人 0.0%
年代別	30代以下 2.0%、40代 14.8%、50代 12.9%、60代 33.7%、70代 27.7%、80代以上 8.9%
業種別	製造業 11.9%、不動産業 3.9%、卸売・小売業 28.7%、建設業 21.8%、運送業 1.0%、その他サービス業 32.7%

※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。

科 目				金 額	
(負 債 の 部)				令和 6 年度	令和 7 年度
預	金	積	金	85,909,823	83,783,847
当	座	預	金	413,948	332,490
普	通	預	金	42,436,540	42,260,116
貯	蓄	預	金	427,769	410,665
通	知	預	金	—	—
定	期	預	金	39,608,775	37,808,220
定	期	積	金	2,593,820	2,538,490
そ の 他 の 預			金	428,968	433,864
譲	渡	性	預	金	—
借	用		金	1,500,000	—
借	入		金	1,500,000	—
当	座	借	越	—	—
再	割	引	手	—	—
売	渡	手	形	—	—
コ ー ル マ ネ ー				—	—
売	現	先	勘	—	—
債	券	貸	借	—	—
取	引	受	入	—	—
担	保	金		—	—
コマーシャル・ペーパー				—	—
外	国	為	替	—	—
外	国	他	店	—	—
外	国	他	店	—	—
売	渡	外	国	—	—
未	払	外	国	—	—
そ の 他 の 負				192,491	248,642
未	決	済	為	28,723	28,146
未	払	費	用	59,601	89,201
給	付	補	填	2,050	3,076
未	払	法	人	5,327	4,310
前	受	収	益	4,170	4,370
払	戻	未	済	15,324	32,987
職	員	預	り	42,973	40,211
先	物	取	引	—	—
先	物	取	引	—	—
借	入	商	品	—	—
借	入	有	価	—	—
売	付	商	品	—	—
売	付	債	券	—	—
金	融	派	生	—	—
金	融	商	品	—	—
金	融	商	品	—	—
等	受	入	担	—	—
保	金			—	—
リ	ー	ス	債	—	—
務				—	—
資	産	除	去	1,000	1,000
そ	の	他	の	33,321	45,336
負	債			—	—
賞	与	引	当	—	—
金				—	—
役	員	賞	与	—	—
引	当	金		—	—
退	職	給	付	71,454	61,441
引	当	金		—	—
役	員	退	職	70,672	79,250
慰	労	引	当	—	—
金				—	—
睡	眠	預	金	2,000	1,700
払	戻	損	失	105	100
引	当	金		—	—
偶	発	損	失	—	—
引	当	金		—	—
繰	延	税	金	—	—
負	債			—	—
再	評	価	に	—	—
係	る	繰	延	—	—
税	金	負	債	—	—
債	務	保	証	147,705	245,082
部	の	部	合	87,894,251	84,420,063
(純 資 産 の 部)					
出	資		金	833,916	839,128
普	通	出	資	833,916	839,128
優	先	出	資	—	—
そ	の	他	の	—	—
出	資		金	—	—
優	先	出	資	—	—
申	込		証	—	—
拠	金			—	—
資	本		剰	—	—
余	金			—	—
資	本		準	—	—
備	金			—	—
そ	の		他	—	—
資	本		剰	—	—
余	金			—	—
利	益		剰	3,129,644	2,760,122
余	金			—	—
利	益		準	856,000	856,000
備	金			—	—
そ	の		他	2,273,644	1,904,122
利	益		剰	2,100,000	2,150,000
余	金			—	—
特	別		積	1,250,000	1,300,000
立	金			—	—
(	経		営	—	—
安	定		化	—	—
積	立		金	—	—
金				—	—
当	期		未	173,644	△ 245,877
処	分		剰	—	—
余	金			—	—
(	又		は	—	—
当	期		未	—	—
処	理		損	—	—
失	金			—	—
自	己		優	—	—
先	出		資	—	—
自	己		優	—	—
先	出		資	—	—
申	込		証	—	—
拠	金			—	—
組	合		員	3,963,560	3,599,250
勘	定		合	—	—
計	計			—	—
そ	の		他	△ 1,126,467	△ 1,756,743
有	価		証	—	—
評	価		差	—	—
額	金			—	—
繰	延		ヘ	—	—
ッ	ジ		損	—	—
益				—	—
土	地		再	—	—
評	価		差	—	—
額	金			—	—
評	価		・	△ 1,126,467	△ 1,756,743
換	算		差	—	—
額	等		合	2,837,093	1,842,506
計	計			—	—
純	資		産	—	—
の	部		合	—	—
計				90,731,344	86,262,570
負	債		及	—	—
び	純		資	—	—
産	の		部	—	—
合	計			—	—

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
その他	2年～20年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先償債及び要注意先償債に相当する償債については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先償債に相当する償債については、償債額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、破綻懸念先の損失見込期間（3年間）を算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻先償債及び実質破綻先償債に相当する償債については、償債額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。全ての償債は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に審査査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。
当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1)制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額	207,181百万円
差引額	35,953百万円

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

0.515%

(3)補足説明

- 上記1)の差引額的主要原因は、財政上の余剰金（別途積立金+財政悪化リスク相当額-追加拠出可能額現価）44,804百万円及び年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金6万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出額の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
7. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
8. 睡眠負債払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
9. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負債金の将来における支出に備えるため、将来の負担支出見込額を計上しております。
10. 収益の計上方法について、役務取引収益等は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、1個の消費税が20万円未満の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しており、20万円以上の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
12. 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 135百万円
13. 有形固定資産の減価償却累計額 1,120百万円
14. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は420百万円、危険債権額は474百万円であります。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。また、危険債権とは、債務者の経営破綻の兆候には至っていないが、財政状況及び経営成績が悪化し、契約に促った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
15. 債権のうち、三月以上延滞債権額は7百万円あります。なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
16. 債権のうち、貸出条件緩和債権額は202百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることと目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めた貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
17. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、1,05百万円であります。なお、14.から17.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引は業務種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は161百万円であります。
19. 担保に提供している資産として、公金取扱いのために預け金111百万円を担保提供しております。さらに為替決済、全国信用組合保障基金、当座債越担保、九州信用組合共済基金として預け金4,461百万円を担保提供しております。
20. 出資1口当たりの純資産額は2,195円73銭です。
21. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理
当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のはか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。これらの与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ②市場リスクの管理
 - (i)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要綱において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。
 - (ii)為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - (iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総務部を通じ、常務会及びALM委員会において定期的に報告されております。
 - (iv)市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRはモンテカルロ・シミュレーション法（保有期間21日、信頼区間99%、観測期間136営業日）により算出しており、令和8年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で1,691百万円です。なお、当組合では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。令和7年度に関して実施したバックテストングの結果、実際の損失がVaRを超えたことなく、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、

通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
22. 金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（※1）	16,770	16,694	△76
(2) 有価証券			
満期保有目的債券	2,800	2,746	△53
その他有価証券	11,617	11,617	—
(3) 貸出金（※1）	49,305		
貸倒引当金（※2）	△384		
	48,920	48,136	△783
金融資産計	80,108	79,195	△913
(1) 預金積金（※1）	83,783	83,610	△173
金融負債計	83,783	83,610	△173

（※1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（OIS）で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金により、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法によって算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先償債、実質破綻先償債及び破綻先償債等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金利の合計額を市場金利（OIS）で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元金利の合計額を市場金利（OIS）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	371
組合出資金（※2）	398
合 計	769

（※1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金（全信連出資金等）については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預け金	10,770	4,500	1,500	—
有価証券				
満期保有目的の債券	100	1,300	1,400	—
その他有価証券のうち満期があるもの	1,400	1,000	1,400	9,984
貸出金（※）	3,172	3,408	4,202	37,524
合 計	15,443	10,208	8,502	47,508

（※）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
預金積金	79,840	2,029	1,914	—
合 計	79,840	2,029	1,914	—

預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価、評価価額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」であります。以下26.まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(3)満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

国 債	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	—	—	—
小 計	—	—	—

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

国 債	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地方債	—	—	—
社 債	2,800	2,746	△53
その他	—	—	—
小 計	2,800百万円	2,746百万円	△53百万円
合 計	2,800百万円	2,746百万円	△53百万円

(4)その他の有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

株 式	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	—	—	—
小 計	—	—	—

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,415,069	1,480,705
資 金 運 用 収 益	1,212,456	1,321,562
貸 出 金 利 息	1,046,808	1,119,482
預 け 金 利 息	47,296	70,920
買 入 手 形 利 息	—	—
コ ー ル ロ ー ン 利 息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	103,600	120,485
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	14,752	10,673
役 務 取 引 等 収 益	136,604	135,915
受 入 為 替 手 数 料	45,364	44,724
その他の役務収益	91,240	91,191
そ の 他 業 務 収 益	58,774	22,773
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	58,774	22,773
そ の 他 経 常 収 益	7,233	453
貸倒引当金戻入益	751	—
償 却 債 権 取 立 益	104	97
株 式 等 売 却 益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	6,377	356
経 常 費 用	1,307,559	1,787,889
資 金 調 達 費 用	75,397	184,205
預 金 利 息	73,226	181,108
給付補填備金繰入額	1,343	2,290
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—
借 用 金 利 息	—	—
売 渡 手 形 利 息	—	—
コ ー ル マ ネ ー 利 息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	827	806
役 務 取 引 等 費 用	155,481	158,990
支 払 為 替 手 数 料	14,638	14,877
その他の役務費用	140,842	144,112
そ の 他 業 務 費 用	19,958	322,148
外 国 為 替 売 買 損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	15,210	45,708
国債等債券償還損	—	274,329
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	4,748	2,110
経 常 利 益	1,055,887	1,035,234
人 件 費	531,657	526,878
物 件 費	457,285	426,885
税 金	66,943	81,469
そ の 他 経 常 費 用	835	87,311
貸倒引当金繰入額	—	87,031
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他の資産償却	—	—
その他の経常費用	835	279
経 常 利 益	107,509	△ 307,184
特 別 利 益	26,071	23,632
固 定 資 産 処 分 益	26,071	23,632
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	59,543	67,782
固 定 資 産 処 分 損	5,231	3,564
減 損 損 失	54,312	64,218
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	74,037	△ 351,333
法人税・住民税及び事業税	9,613	8,231

科 目	令和6年度	令和7年度
法 人 税 等 調 整 額	26,723	△ 308
法 人 税 等 合 計	36,337	7,923
当期純利益（又は当期純損失）	37,700	△ 359,257
繰 越 金（ 当 期 首 残 高 ）	135,944	113,379
繰 立 金 取 崩 額	—	—
当 期 末 処 分 剩 余 金	173,644	△ 245,877

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 減損損失の計上
- (1) グルーピングの方法
- 営業中の店舗については、営業店舗単位をグルーピングの最小単位としております。遊休資産については、存在する場所毎に把握される一体の資産をグルーピングの最小単位としております。
- 独立したキャッシュ・フローを生成しない、本部・社宅については共有資産としております。
- (2) 減損に至った経緯
- 営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により、資産グループの帳簿価格を回収可能価格まで減損し、当該減少額64,218千円を減損損失として特別損失計上しております。
- (3) 減損損失の計上
- 以下の資産グループについて減損損失を計上しております。
- | 地 域 | 主な用途 | 種 類 | 減損損失 (千円) |
|------|------|-------|-----------|
| 瀬戸内町 | 営業店舗 | 土地・建物 | 64,218 |
| | 合 計 | | 64,218 |
- (4) 回収可能価格の算定
- 回収可能価格は正味売却価格により測定しており、固定資産税評価額等に基づき時価を算定しております。
3. 出資1口当たりの当期純損失 420円34銭です。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

(前ページより続き)

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	11,232	13,003	△1,770
国 債	659	892	△233
地方債	5,302	6,309	△1,007
社 債	5,270	5,800	△530
そ の 他	385	500	△114
小 計	11,617百万円	13,503百万円	△1,885百万円
合 計	11,617百万円	13,503百万円	△1,885百万円

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。当事業年度における減損処理額は274百万円（債券）であります。また、時価が著しく下落したと判断するための基準は、時価が取得価格より30%以上下落した場合としております。
24. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
25. 当期中に売却したその他有価証券
- | | 売 却 額 | 売 却 益 | 売 却 損 |
|-------|--------|-------|-------|
| 株 式 | — | — | — |
| 債 券 | — | — | — |
| 国 債 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| 社 債 | — | — | — |
| そ の 他 | 154 | — | 45 |
| 合 計 | 154百万円 | — | 45百万円 |
26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。
- | | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 債 券 | 1,495百万円 | 4,528百万円 | 1,156百万円 | 6,851百万円 |
| 国 債 | — | — | — | 659 |
| 地方債 | — | 95 | 268 | 4,938 |
| 社 債 | 1,495 | 4,432 | 888 | 1,254 |
| そ の 他 | — | 385 | — | — |
| 合 計 | 1,495百万円 | 4,913百万円 | 1,156百万円 | 6,851百万円 |
27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,726百万円であります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し・与信保全上の措置等を講じております。
28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	その他	9
貸倒引当金	67百万円	繰延税金資産小計 798
減価償却超過	36	評価性引当額 △629
土地評価損	34	繰延税金資産合計 169
退職給付引当金	17	
役員退職慰労引当金	22	繰延税金資産（負債）の純額 169百万円
有価証券償却	77	
その他の有価証券差額金	533	

- (注) 前事業年度と比較して評価性引当額が515百万円増加しております。この増加の主な要因は、その他有価証券評価差額金に係る一時差異について、評価性引当額が増加したこと等によるものです。
29. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性もあるものは、次のとおりです。
1. 貸倒引当金の見積り
- (1) 計算書類に計上した金額
- 貸倒引当金 384百万円
- (2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
- ① 見積り金額の算出方法
- 当組合は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映し、貸倒引当金を計上しており、その算出方法は、「貸借対照表の注記事項 5.」に記載しております。
- ② 見積りの算出に用いた主要な仮定
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
- 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経理・経営内容

剰余金処分計算書 (単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	173,644	△ 245,877
積 立 金 取 崩 額	—	300,000
剰 余 金 処 分 額	60,265	10,551
利 益 準 備 金	0	0
普通出資に対する配当金	10,265	10,551
	(年1.25%の割合)	(年1.25%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
特 別 積 立 金	0	0
経 営 安 定 化 積 立 金	50,000	0
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	113,379	43,571

経費の内訳 (単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
人 件 費	531,657	526,878
報 酬 給 料 手 当	415,035	431,503
退 職 給 付 費 用	51,464	26,754
そ の 他	65,157	68,620
物 件 費	457,285	426,885
事 務 費	212,383	208,908
固 定 資 産 費	71,434	63,952
事 業 費	29,201	29,096
人 事 厚 生 費	9,421	11,404
有 形 固 定 資 産 償 却	120,440	99,599
無 形 固 定 資 産 償 却	1,889	1,329
そ の 他	12,514	12,595
税 金	66,943	81,469
経 費 合 計	1,055,887	1,035,234

業務粗利益及び業務純益等 (単位：千円)

科 目		令和 6 年度	令和 7 年度
資 金	資 金 運 用 収 益	1,212,456	1,321,562
	資 金 調 達 費 用	75,397	184,205
	資 金 運 用 収 支	1,137,059	1,137,357
	役 務 取 引 等 収 益	136,604	135,915
	役 務 取 引 等 費 用	155,481	158,990
役 務 取 引 等 収 支		△ 18,877	△ 23,075
	そ の 他 業 務 収 益	58,774	22,773
	そ の 他 業 務 費 用	19,958	322,148
そ の 他 の 業 務 収 支		38,816	△ 299,375
業 務 粗 利 益		1,156,998	814,907
業 務 粗 利 益 率		1.32%	0.95%
業 務 純 益		101,111	△ 239,209
実 質 業 務 純 益		101,111	△ 220,326
コ ア 業 務 純 益		116,321	98,356
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)		101,111	98,356

役務取引の状況 (単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
役 務 取 引 等 収 益	136,604	135,915
受 入 為 替 手 数 料	45,364	44,724
そ の 他 の 受 入 手 数 料	91,155	91,096
その他の役務取引等収益	84	95
役 務 取 引 等 費 用	155,481	158,990
支 払 為 替 手 数 料	14,638	14,877
そ の 他 の 支 払 手 数 料	162	101
その他の役務取引等費用	140,680	144,011

受取利息及び支払利息の増減 (単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
受 取 利 息 の 増 減	25,660	109,106
支 払 利 息 の 増 減	50,912	108,808

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

主要な経営指標の推移 (単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
経 常 収 益	1,401,178	1,413,190	1,336,477	1,415,069	1,480,705
経 常 利 益	135,015	176,180	26,108	107,509	△ 307,184
当 期 純 利 益	97,918	138,808	112,200	37,700	△ 359,257
預 金 積 金 残 高	86,450,742	88,276,325	88,507,113	85,909,823	83,783,847
貸 出 金 残 高	48,651,726	50,519,849	49,696,301	49,148,323	49,305,512
有 価 証 券 残 高	16,695,558	17,603,682	16,347,783	15,489,408	14,788,851
総 資 産 額	95,177,487	92,118,553	92,305,026	90,731,344	86,262,570
純 資 産 額	3,620,373	3,402,087	3,278,702	2,837,093	1,842,506
自己資本比率（単体）	8.28%	8.70%	8.68%	9.00%	8.10%
出 資 総 額	812,679	821,276	809,864	833,916	839,128
出 資 総 口 数	812,679口	821,276口	809,864口	833,916口	839,128口
出資に対する配当金	9,726	10,184	10,249	10,265	10,551
職 員 数	83人	75人	67人	68人	70人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率（単体）」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経理・経営内容

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円・%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,953	3,588
うち、出資金及び資本剰余金の額	833	839
うち、利益剰余金の額	3,129	2,760
うち、外部流出予定額(△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	52	71
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	52	71
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	4,006	3,660
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	4
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	4
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	3	4
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	4,002	3,665
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	42,429	42,975
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,002	2,137
フ ロ ア 調 整 額		
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 の 額 の 合 計 額 (ニ)	44,431	45,112
自 己 資 本 比 率		
自 己 資 本 比 率 ((ハ)／(ニ))	9.00%	8.10%

注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	令和6年度	87,586 ^{百万円}	1,212,456 ^{千円}	1.38%
	令和7年度	85,562	1,321,562	1.54
	うち貸出金	48,949	1,046,808	2.13
	令和7年度	49,287	1,119,482	2.27
	うち預け金	21,206	47,296	0.22
資金調達勘定	令和6年度	18,631	70,920	0.38
	令和7年度	17,032	103,600	0.60
	うち有価証券	17,245	120,485	0.69
	令和6年度	88,905	75,397	0.08
	令和7年度	86,333	184,205	0.21
資金運用勘定	令和6年度	88,801	74,570	0.08
	令和7年度	86,232	183,398	0.21
	うち預金積金	—	—	—
	うち譲渡性預金	—	—	—
	令和6年度	61	400	0.65
資金運用勘定	令和7年度	57	373	0.64

1店舗当りの預金及び貸出金残高 (単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
1店舗当りの預金残高	6,136	5,984
1店舗当りの貸出金残高	3,510	3,521

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

先物取引の時価情報

該当事項なし

総資産経常利益率、総資産当期純利益率 (単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.11	△0.33
総資産当期純利益率	0.04	△0.39

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

総資金利鞘等 (単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資金運用利回(a)	1.38	1.54
資金調達原価率(b)	1.27	1.41
資金利鞘(a-b)	0.11	0.13

(注) 1. 資金運用利回＝資金運用収益／資金運用勘定平均残高×100
2. 資金調達原価率＝資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋経費／資金調達勘定平均残高×100

オフバランス取引の状況

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

市場価格のない株式等及び組合出資金

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小 計	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,100	1,082	△17	2,800	2,746	△53
合 計	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,100	1,082	△17	2,800	2,746	△53
合 計		1,100	1,082	△17	2,800	2,746	△53

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	400	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	400	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	400	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	13,062	14,473	△1,411	11,232	13,003	△1,770
	国 債	751	892	△140	659	892	△233
	地 方 債	6,307	7,180	△873	5,302	6,309	△1,007
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	6,003	6,400	△397	5,270	5,800	△530
合 計	そ の 他	555	700	△144	385	500	△114
	小 計	13,617	15,173	△1,555	11,617	13,503	△1,885
合 計		14,017	15,573	△1,555	11,617	13,503	△1,885

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

経理・経営内容

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	58	22
その他業務収益合計	58	22

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
職員1人当りの預金残高	1,161	1,102
職員1人当りの貸出金残高	664	649

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(期 末)	57.20	58.84
	(期中平均)	55.12	57.15
預 証 率	(期 末)	18.02	17.65
	(期中平均)	19.18	19.99

(注) 1. 預貸率＝貸出金／預金積金＋譲渡性預金×100
 2. 預証率＝有価証券／預金積金＋譲渡性預金×100

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	44,301	49.8	44,538	51.6
定期性預金	44,499	50.2	41,693	48.4
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	88,801	100.0	86,232	100.0

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	58,476	68.1	58,014	69.2
法 人	27,433	31.9	25,769	30.8
一般法人	19,349	22.5	14,831	23.4
金融機関	123	0.1	42	0.1
公 金	7,961	9.3	4,133	7.3
合 計	85,909	100.0	83,783	100.0

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固定金利定期預金	39,608	37,808
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合 計	39,608	37,808

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
財 形 貯 蓄 残 高	—	—

資 金 運 用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	92	0.2	67	0.2
手形貸付	869	1.8	839	1.7
証書貸付	44,498	90.9	45,011	91.3
当座貸越	3,488	7.1	3,368	6.8
合 計	48,949	100.0	49,287	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固定金利貸出	26,680	26,913
変動金利貸出	22,468	22,392
合 計	49,148	49,305

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	6,494	43.1	6,152	42.0
住宅ローン	8,585	56.9	8,505	58.0
合 計	15,079	100.0	14,657	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	891	5.2	891	5.2
地 方 債	7,316	42.9	6,909	40.1
短期社債	—	—	—	—
社 債	7,657	45.0	8,434	48.9
株 式	371	2.2	371	2.1
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	795	4.7	639	3.7
合 計	17,032	100.0	17,245	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	24,226	49.3	23,442	47.5
設備資金	24,922	50.7	25,863	52.5
合 計	49,148	100.0	49,305	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

資 金 運 用

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	令和6年度末	—	—	—	751
	令和7年度末	—	—	—	659
地 方 債	令和6年度末	299	—	97	5,910
	令和7年度末	—	95	268	4,938
短期社債	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
社 債	令和6年度末	1,199	3,373	1,412	1,518
	令和7年度末	1,495	4,432	888	1,254
株 式	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
外国証券	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
その他の証券	令和6年度末	78	477	—	—
	令和7年度末	—	385	—	—
合 計	令和6年度末	1,577	3,850	1,510	8,180
	令和7年度末	1,495	4,913	1,156	6,851

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和6年度末	675	1.4	—
	令和7年度末	702	1.4	—
有 価 証 券	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
動 産	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—
不 動 産	令和6年度末	30,458	62.0	—
	令和7年度末	30,849	62.6	—
そ の 他	令和6年度末	—	—	—
	令和7年度末	12	0.0	—
小 計	令和6年度末	31,133	63.3	—
	令和7年度末	31,564	64.0	—
信用保証協会・信用保険	令和6年度末	3,309	6.7	22
	令和7年度末	3,239	6.6	19
保 証	令和6年度末	4,220	8.6	—
	令和7年度末	3,936	8.0	4
信 用	令和6年度末	10,483	21.3	125
	令和7年度末	10,565	21.4	221
合 計	令和6年度末	49,148	100.0	147
	令和7年度末	49,305	100.0	245

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	52	△ 1	71	19
個別貸倒引当金	253	△ 1	312	59
貸倒引当金合計	306	△ 2	384	78

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,133	4.3	2,133	4.3
農 業 ・ 林 業	745	1.5	797	1.6
漁 業	17	0.0	8	0.0
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	232	0.5	274	0.6
建 設 業	1,825	3.7	1,644	3.3
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	71	0.1	69	0.1
情 報 通 信 業	90	0.2	129	0.3
運 輸 業、郵 便 業	556	1.1	546	1.1
卸 売 業、小 売 業	2,676	5.4	2,675	5.4
金 融 業、保 険 業	500	1.0	502	1.1
不 動 産 業	2,872	5.8	3,337	6.8
物 品 賃 貸 業	0	0.0	0	0.0
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	110	0.2	139	0.3
宿 泊 業	2,785	5.7	2,703	5.5
飲 食 業	922	1.9	908	1.8
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娛 楽 業	254	0.5	262	0.5
教 育、学 習 支 援 業	53	0.1	179	0.4
医 療、福 祉	230	0.5	305	0.6
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,252	4.6	2,257	4.6
そ の 他 の 産 業	648	1.3	625	1.3
小 計	18,981	38.6	19,501	39.6
地 方 公 共 団 体	8,659	17.6	8,641	17.5
個 人（住 宅・消 費・納 税 資 金 等）	21,507	43.8	21,162	42.9
合 計	49,148	100.0	49,305	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区 分		債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 率 (B+C)/(A)	引 当 率 (C)/(A-B)	
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	令和 6 年度	396	194	201	100.00%	100.00%	
	令和 7 年度	420	195	224	100.00%	100.00%	
危 険 債 権	令和 6 年度	349	245	52	85.04%	50.00%	
	令和 7 年度	474	298	88	81.41%	50.00%	
要 管 理 債 権	令和 6 年度	188	104	12	62.17%	15.14%	
	令和 7 年度	210	2	25	13.30%	12.09%	
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和 6 年度	46	34	3	80.44%	25.65%
		令和 7 年度	7	2	0	50.60%	19.45%
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和 6 年度	141	69	9	56.13%	13.33%
		令和 7 年度	202	0	24	11.93%	11.93%
	小 計 (不 良 債 権)	令和 6 年度	934	544	266	86.76%	68.30%
		令和 7 年度	1,105	496	337	75.52%	55.54%
正 常 債 権	令和 6 年度	48,415		不良債権比率			
	令和 7 年度	48,500					
合 計	令和 6 年度	49,349		令和 6 年度	1.89%		
	令和 7 年度	49,605		令和 7 年度	2.22%		

- （注）1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。お申し出については真摯に受け止め、内容を精査し、適切な対応でお客さまの信頼の向上に努めております。

【窓口：奄美信用組合 総務部】 電話番号0997-52-7111

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情等対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.amamishinkumi.co.jp>

●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記奄美信用組合総務部または、下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の各仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

電 話 03-3567-2456

住 所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

（全国信用組合会館内）

法令遵守体制

当組合は、協同組織金融機関として、中小零細事業者および勤労者の金融の円滑化、ならびにお客さまへのサービスの向上に努めることにより地域の経済、社会生活の健全な発展に貢献する使命を負っています。こうした社会的責任と公共的使命を充分自覚し、今後もコンプライアンスを最重要課題と位置づけ取り組んでまいります。

当組合では、全役職員にコンプライアンスの徹底を図るため、各営業部にコンプライアンス担当者を配置し、本部に設置した「コンプライアンス委員会」で報告・相談苦情等を討議するとともに、具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、検定試験の受験、職場内研修・外部派遣研修を実施するなど、体制の整備・充実を図っております。

経 営 内 容

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	奄美信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	3,660百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

(注) 当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	「信用リスク」とは、融資先の財務状況の悪化等によって、資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスクは業務の基幹をなすリスクであるとともに、経営に与える影響が最も大きなリスクであるとの認識のもと、万全の管理体制整備を図るとともに管理手法の高度化に取り組んでいます。
管 理 体 制	「信用リスク管理規定」に基づいて審査・管理体制を強化し、資産の健全性維持・確保の観点から、「公共性」「収益性」「成長性」「流動性」「安全性」の原則に則り、お取引先の財務内容・実態の把握、資金使途及び返済財源の確認など、キャッシュ・フロー重視の審査によって個別審査の厳格化を図っています。 また、貸出ポートフォリオの健全性確保の観点から、特定のお取引先や業種への貸出に偏ることのないような制度・枠組みを設け、リスク分散に留意した貸出運営に努めています。
評 価 ・ 計 測	信用リスクを評価するため、融資先に関する定量的・定性的な要素に基づいて、資産査定を定期的実施し、その結果を開示しています。 なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■貸倒引当金の計上基準

償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」）に係る債権については、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」）に対する債権のうち、担保の処分可能見込額及び保証による処分可能見込額を控除し、その残額に対し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた金額を計上しております。ただし、算出した貸倒実績率が50%を下回る場合には、貸倒実績率を50%に置き換えております。

上記以外の債務者（「正常先」「要注意先」「要管理先」）については、債務者区分ごとに、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた金額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しております。また、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関も同様となっております。

- ① 株式会社格付投資情報センター（R & I）
- ② 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S & P）
- ⑤ フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

■信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

以下の条件を満たしているのを確認し、貸出金と当組合預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャーとみなしており、これを用いている取引の種類は、総合口座貸越、個別担保貸出であり、担保預金を該当の貸出金にのみ充当しております。

- ① 預金担保差入証の徴求により、貸出金と担保預金の相殺が法的に有効である根拠を有している。
- ② オンライン登録による照会等で、相殺契約下にある貸出金と担保預金をいつでも特定可能である。
- ③ オンライン登録による期日管理で、担保預金が継続されないリスクが監視、管理されている。
- ④ オンライン登録による照会等で、貸出金と担保預金の相殺後の額が監視、管理されている。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経 営 内 容

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外 性的事象が生じる損失にかかわるリスク」のことです。具体的には、事務ミス、不正、法令違反、システム障害などの内 部管理上の問題や、災害、テロリズム、犯罪などの外部要因により損失が発生するリスクのことです。
管 理 体 制	オペレーショナル・リスクへ対応するため、事務リスク、システムリスク等の管理方針を想定し内規及び危機管理マニ ュアルに基づいたリスク管理体制を構築しております。
評 価 ・ 計 測	「基礎的手法」に基づいてオペレーショナル・リスク量の計測を行っております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
オペレーショナル・リスクは、当組合は「基礎的手法」を採用しております。	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	上場株式、株式関連投資信託については、時価評価によるリスク量計測によって把握しています。また、非上場株式に ついては、当組合の内部規定に基づき適正に運用、管理を行っています。
管 理 体 制	関連会社等への出資金については、常務会、理事会の承認に基づいた運用、管理を行っています。リスクの状況につい ては、有価証券保有報告等により定期的に常務会、理事会へ報告しています。
評 価 ・ 計 測	時価評価によるリスク量計測に加え、VaRに基づく最大予想損失額による計測も行い、リスク管理を厳格に行います。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及び リスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動により金融機関が保有する資産や負債に対して価値の変動が生じ、利益の低下ないし 損失を被るリスクのことです。
管 理 体 制	当組合では、リスク管理部署である総務部経理課が金利リスクのモニタリング・分析を行い定期的に ALM 委員会へ報 告し、金利リスク管理に関する重要な事項を ALM 委員会では協議・検討を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク管理 を行います。
評 価 ・ 計 測	信用組合業界で構築した SKC-ALM（資産負債総合管理）システムを用いて、VaR により99パーセンタイル値による銀 行勘定の金利リスクを定期的に計測しています。
■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	
当組合は、信用組合業界で構築した SKC-ALM システムを用いて、VaR 法により金利リスクを計測しております。VaR 法とは、過去のデータ を使って（観測期間）、一定の期間に（保有期間）、一定の確率で発生し得る（信頼区間）、最大の損失額を計測する手法です。	

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,707	2,051	70	83
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,584	1,868		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,707	2,051	70	83
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,665		4,002	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

経営内容

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もって、お客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

①お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること

②①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した総務部により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

（1）お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引

（2）お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引

（3）お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理態勢

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署（総務部）を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、監査課において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

（1）対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法

（2）対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法

（3）対象取引又はお客様との取引を中止する方法

（4）対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、次のお問合せ窓口までご連絡下さい。

【お問い合わせ窓口】 奄美信用組合 総務部 総務課 電話 0997-52-7111

【受付時間 9：00～17：30 ただし、当組合の休業日を除く】

中小企業の経営支援に関する取組方針

平成21年12月4日に施行された中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で終了しましたが、奄美信用組合（以下、「当組合」という。）は、金融機関の社会的責任に鑑み、お客様への円滑な資金供給を金融機関の最も重要な役割の一つであると位置付け、お客様からの、貸付条件変更の相談や必要な資金の供給、経営改善の支援に対しては「金融円滑化に関する基本方針」を定め、積極的に取り組んでまいりました。

当組合は、中小企業金融円滑化法の施行以前より上記取組みをおこなっており、平成25年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後も、「金融円滑化に関する基本方針」の通りとし、新規融資や貸付条件の変更、経営支援等に関する相談、要望等にこれまで同様に取組んでおります。新規融資や貸付条件の変更、経営改善の支援等、これまで通りの対応に努め、係る取組方針を以下の通りとし、役職員に周知徹底いたします。

（1）中小企業のお客様からの新たな融資の申込みに対しては、お客様の経営実態を踏まえて、お客様のご要望を真摯にお伺いし、できる限りその資金需要に対応するよう努めます。

（2）中小企業や住宅ローンをご利用のお客様から返済条件の変更等に関する申込みがあった場合、経営実態等、お客様ごとの状況を十分に踏まえたうえで、できる限り柔軟に必要な措置を取るよう努めます。

（3）中小企業のお客様の経営実態を踏まえて、経営相談、経営指導、経営改善に関する支援を行うよう努めます。

また、支援を行うために、お客様の実際の状況をきめ細かく把握し、役職員は事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めます。

（4）与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）に関し、お客様が理解し納得していただけるよう、知識や経験等を踏まえ、詳しく、丁寧に、誠意をもって適切な説明を行うよう努めます。

（5）お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情等には、真摯な姿勢で適切かつ十分に対応するとともに、お客様の視点に立った業務のあり方を検討し、たゆまぬ改善に努めます。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

定款、各種預金規程、融資契約書等に「反社会的勢力排除条項」を追加するとともに、預金口座の開設時など各種取引のお申込みの際、お客様が、反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただいております。

経営内容

資料編

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項 P.9 をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・金利リスクに関する事項…P.15をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	42,429	1,697	42,975	1,719
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	42,429	1,697	42,975	1,719
(i) ソブリン向け	9	1	11	1
(ii) 金融機関向け	4,168	166	3,495	139
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	60	2	30	1
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	11,065	442	12,725	509
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	14,459	578	10,538	421
トラザクター向け	—	—	—	—
(vi) 不動産関連向け	7,819	312	11,371	454
自己居住用不動産等向け	1,109	44	5,189	207
賃貸用不動産向け	3,832	153	3,552	142
事業用不動産関連向け	2,642	105	2,410	96
その他不動産関連向け	235	9	219	8
ADC 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
(viii) 延滞等向け	622	24	631	25
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1	1	9	1
(x) 株式等	300	12	390	15
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	753	30	753	30
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	398	15	446	17
(xiv) その他	3,981	159	3,802	152
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額をハパーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	2,002	80	2,137	85
BI	1,335		1,424	
BIC	160		170	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	44,431	1,777	45,112	1,804

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には「大口貸出債権」、「取立未済手形」等が含まれます。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。

8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内	77,984	84,394	48,674	48,903	1,929	13,979	—	—	244	253
国 外	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	77,984	84,394	48,674	48,903	1,929	13,979	—	—	244	253
製 造 業	2,373	1,058	2,223	324	149	733	—	—	68	43
農 業、林 業	1,578	1,125	1,578	1,125	—	—	—	—	2	1
漁 業	114	98	114	98	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	232	275	232	275	—	—	—	—	—	—
建 設 業	2,166	2,214	2,161	2,117	4,450	97	—	—	4	13
電気、ガス、熱供給、水道業	353	1,482	175	185	176	1,293	—	—	—	—
情 報 通 信 業	93	573	91	175	2	397	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	723	2,141	564	550	155	1,587	—	—	1	1
卸 売 業、小 売 業	3,441	3,932	3,439	3,439	1	491	—	—	64	85
金 融 業、保 険 業	21,027	19,927	524	529	133	2,252	—	—	—	—
不 動 産 業	3,353	4,383	3,121	3,531	230	850	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	2,787	2,705	2,787	2,705	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	995	921	995	921	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	229	349	229	349	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	763	797	763	797	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	3,618	3,614	3,616	3,613	0	0	—	—	52	13
そ の 他 の 産 業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	9,742	14,929	8,660	8,642	1,079	6,279	—	—	—	—
個 人	17,403	19,529	17,403	19,529	—	—	—	—	52	97
そ の 他	6,994	4,343	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	77,985	84,394	48,674	48,903	1,929	13,979	—	—	244	253
1 年 以 下	10,172	7,596	2,259	3,463	401	1,495	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	4,314	5,870	4,008	3,269	139	2,072	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	9,115	12,640	3,949	4,145	50	2,488	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	8,612	8,063	4,072	3,110	38	453	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	5,218	5,739	5,210	5,644	8	95	—	—		
10 年 超	30,427	36,603	29,123	29,217	1,293	7,376	—	—		
期間の定めのないもの	3,688	3,924	53	55	—	—	—	—		
そ の 他	6,439	3,958	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	77,985	84,394	48,674	48,903	1,929	13,979	—	—		

- （注）1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

経営内容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	40	37	—	29	3	—			37	67	—	—
農 業、 林 業	8	6	—	—	1	—			7	6	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
建 設 業	13	7	—	—	4	1			8	7	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	1	1	—	—	—	—			—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	—	1	—	—	1	1			1	1	—	—
卸 売 業、 小 売 業	80	76	—	28	4	—			76	106	—	—
金 融 業、 保 険 業	6	6	—	—	1	—			6	5	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
飲 食 業	2	2	—	—	1	—			2	2	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
医 療、 福 祉	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
その他のサービス業	43	42	—	—	1	2			42	39	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—			—	—	—	—
個 人	59	75	15	5	—	—			75	79	—	—
合 計	255	254	15	62	16	4			254	312	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイトの加重平均値(%)	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		信用リスク・アセットの額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
現金	2,598	2,385	—	—	2,598	2,385	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,091	894	—	—	1,091	894	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	15,847	14,957	—	—	15,847	14,957	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	400	400	—	—	400	400	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20,738	17,426	—	—	20,738	17,426	—	—	4,168	3,495	20	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	200	100	—	—	200	100	—	—	60	30	30	30
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	16,626	18,624	1,247	1,564	16,564	18,538	106	312	11,065	12,725	66	68
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,155	13,409	6,525	5,808	18,540	12,806	411	453	14,459	10,538	78	79
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	10,229	150,354	—	—	10,299	15,034	—	—	7,819	11,371	76	76
自己居住用不動産等向け	3,170	8,460	—	—	3,170	8,460	—	—	1,109	5,189	35	61
賃貸用不動産向け	3,742	3,466	—	—	3,742	3,467	—	—	3,832	3,552	102	102
事業用不動産関連向け	2,995	2,742	—	—	2,995	2,742	—	—	2,642	2,410	88	240
その他不動産関連向け	392	365	—	—	392	365	—	—	235	219	60	60
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	482	516	—	—	475	498	—	—	622	631	9	127
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1	1	—	—	1	1	—	—	1	9	100	100
取立未済手形	20	22	—	—	20	22	—	—	4	4	20	20
信用保証協会等による保証付	732	630	—	—	732	630	—	—	9	11	1	2
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	300	300	—	—	300	300	—	—	300	390	100	130
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	38,447	39,174	—	—

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

経 営 内 容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

			資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
			0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現 金	令和6年度	2,598	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	2,385	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	1,091	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	894	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	令和6年度	15,847	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	14,957	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 際 開 発 銀 行 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	令和6年度	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	20,536	—	201	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	17,324	—	201	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	令和6年度	—	—	—	2,503	—	—	—	—	—	—	—	—	4,405	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	2,204	—	—	—	—	—	—	—	—	5,414	—	—	—	—
特定貸付債権向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	3,170	—	—	—	—	—	—	—	606	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	2,889	—	—	—	—	—	—	—	560	—
自己居住用不動産等向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	3,170	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	2,889	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	214	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	195	—
事業用不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	392	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	365	—
A D C 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延 滞 等 向 け （自己居住用不動産等向けを除く。）	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取 立 未 済 手 形	令和6年度	—	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	令和6年度	638	93	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	514	115	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	令和6年度	20,575	93	—	23,060	—	201	—	3,170	—	1	—	—	4,453	—	606	—	—
	令和7年度	19,152	115	—	19,550	—	201	—	2,889	—	1	—	—	5,442	—	560	—	—

経営内容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

			資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
			70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
現 金	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,598
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,385
我が国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,091
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	894
外国の中央政府及び中央銀行向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,847
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,957
外国の中央政府等以外の公共部門向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 際 開 発 銀 行 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400
地 方 三 公 社 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,738
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,526
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
カバード・ボンド向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	令和6年度	—	101	—	9,159	—	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,670
	令和7年度	—	101	—	10,553	—	—	500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,773
特 定 貸 付 債 権 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	令和6年度	—	16,487	—	—	—	—	2,094	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,851
	令和7年度	—	10,798	—	—	—	—	2,439	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,238
ト ラ ン ザ ク タ ー 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 関 連 向 け	令和6年度	1,397	—	—	—	466	—	—	3,527	1,131	—	—	—	—	—	—	—	10,299
	令和7年度	1,357	5,570	—	—	318	—	—	3,271	1,067	—	—	—	—	—	—	—	15,034
自己居住用不動産等向け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,170
	令和7年度	—	5,570	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,460
賃 貸 用 不 動 産 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,742
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,466
事業用不動産関連向け	令和6年度	1,397	—	—	—	466	—	—	3,527	1,131	—	—	—	—	—	—	—	2,995
	令和7年度	1,357	—	—	—	318	—	—	3,271	1,067	—	—	—	—	—	—	—	2,742
そ の 他 不 動 産 関 連 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	392
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	365
A D C 向 け	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延 滞 等 向 け （自己居住用不動産等向けを除く。）	令和6年度	—	—	—	—	—	—	83	—	—	—	—	343	—	—	—	—	475
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	179	—	—	—	—	292	—	—	—	—	499
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	令和6年度	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,862
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
取 立 未 済 手 形	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
信用保証協会等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	732
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	630
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300	—	—	—	300
	令和7年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300	—	—	—	300
合 計	令和6年度	1,397	16,588	—	9,159	466	—	2,680	3,527	1,131	—	—	343	300	—	—	—	87,758
	令和7年度	1,357	16,470	—	10,553	318	—	3,128	3,271	1,067	—	—	292	300	—	—	—	84,672

経 営 内 容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF の加重平均値 (%)		資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用 リスク削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
40%未満	47,102	41,909	—	—	—	—	47,102	41,909
40%～70%	6,457	7,361	6,761	—	—	—	6,457	7,360
75%	17,154	16,610	6,481	5,755	0.634	10.405	16,588	16,470
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	9,115	10,326	1,247	1,564	8.542	19.987	9,159	10,553
90%～100%	3,160	3,465	43	52	—	10.006	3,147	3,446
105%～130%	4,658	4,338	—	—	—	—	4,658	4,338
150%	345	298	2	1	—	95.179	343	292
250%	300	300	—	—	—	—	300	300
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	88,259	84,611	7,781	7,373	1,898	12.440	87,758	84,672

(注)「CCF の加重平均値 (%)」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

●信用リスク削減手法に関する事項

当組合における信用リスク削減手法は「貸出金と当組合預金の相殺」のみであり、省略しております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当事項なし

経 営 内 容

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合

該当事項なし

●投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	0	0	0	0
非 上 場 株 式 等	769	769	769	769
合 計	769	769	769	769

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含まれておりません。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2)令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：千円)

区 分	支払総額
対 象 役 員 に 対 す る 報 酬 等	53,880

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」となっております。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

国 際 業 務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証 券 業 務

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

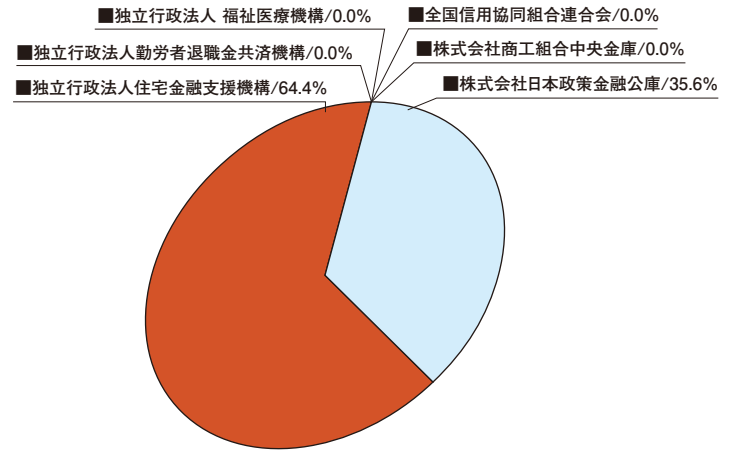
そ の 他 業 務

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
全国信用協同組合連合会	0	0
株式会社商工組合中央金庫	0	0
株式会社日本政策金融公庫	125	111
独立行政法人住宅金融支援機構	238	201
独立行政法人勤労者退職金共済機構	0	0
独立行政法人福祉医療機構	1	0
そ の 他	0	0
合 計	363	312

令和7年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月19日
奄美信用組合
理事長 手島 博久

トピックス

- 9月1日～7日の「しんくみの日」週間では、全店舗で地域の清掃活動、店舗でのユリの球根配布を実施、イメージアップを図り地域貢献活動に取り組めました。
- 令和7年5月26日来店不要でWeb上で申込できる「WEB完結型カーライフローン」の取扱を開始しました。
- 令和8年度「創立70周年」カレンダーを作成いたしました。
- 令和7年12月12日 入学資金・在学資金等に係る「教育カードローン」の取扱を開始しました。

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「有限責任監査法人トーマツ」の監査を受けております。



本部、本店、小浜支店、長浜支店（店舗内店舗）

その他業務

手数料一覧

(令和8年4月現在)

為替 関係	項 目			料 金			
	振 込	区 分		当 組 合		他 行	
		電 信 扱 文 書 扱	5万円未満 5万円以上	組 合 員	自 店		本支店
				非 組 合 員	110円		220円
				組 合 員	110円		220円
	非 組 合 員	330円	440円				
	込	定 額 自 動 送 金 (1契約の新規取扱手数料1,100円)		5万円未満	55円	55円	275円
		A T M 振 込	5万円未満 5万円以上	110円	110円	440円	
				55円	110円	385円	
		インターネットバンキング	5万円未満 5万円以上	110円	165円	550円	
無料	無料			330円			
		無料	無料	440円			
	給与振込	当組合と「給与振込に関する契約書」を締結した企業(組合員)で従業員個々の「給与振込口座確認書」が発行されたもの。		無料	無料	550円	
項 目				料 金			
代金取立	店 頭 入 金	1 通			440円		
	電 子 交 換 所	1 通			440円		
	上 記 以 外	1 通			1,100円		
預金 関係	項 目			件 数	料 金		
	当座預金	小切手帳		1 冊	2,200円		
		約束手形帳		1 冊	2,200円		
		手形用紙		1 枚	550円		
		マル専口座新規開設手数料		1 契約	3,300円		
		自己宛小切手		1 枚	550円		
	改印	紛失による改印		お客様名義毎	220円		
		紛失していない場合で、自己都合による改印		1 件	無料		
	通帳・証書等再発行(解約時は除く)	紛失による再発行		1 枚	1,100円		
		紛失していない場合		1 枚	1,100円		
紛失なしで改姓の場合		1 枚	550円				
融資 関係 <th colspan="3">項 目</th> <th>件 数</th> <th>料 金</th> <th></th>	項 目			件 数	料 金		
	手形割引(但し、1枚増えるごとに110円加算)			1 枚	1,100円		
	手形貸付・債務保証申込			1 件	1,100円		
	証書貸付 (申込金額に乘じます。)			1 件	下限 1,100円 上限 55,000円		
	カードローン新規取扱手数料			1 件	無料		
	ローンカード借換手数料			1 件	2,200円		
	一部繰上償還手数料			1 件	3,300円		
	支払条件変更手数料(割手・手貸→証貸変更含む)			1 件	6,600円		
	当座貸越(一般)新規・更新手数料			1 件	無料		
	借換手数料			一律1口	2,200円		
各種証明書 発行手数料	金利変更手数料			1 件	3,300円		
	現貸決済(借換)除く全額繰上償還手数料(提携ローン除く)(残存期間等により異なります。)			1 件	下限 無料 上限 33,000円		
	担保設定事務手数料	新規設定、増額設定、追加設定、差替		1 件	11,000円		
		減額、順位変更、一部抹消、全額抹消		1 件	5,500円		
		その他の変更(抵当権の全部抹消は除く)					
	※融資関係手数料が、当該融資の年15%の利息換算を上回る場合は無料とします。						
	夜 間 金 庫	残高証明書	(A) 監査法人依頼	1 通	1,100円		
		利息証明書	(B) 住宅金融支援機構	1 通	無料		
			(A)(B)を除く	1 通	440円		
		融資証明書		1 通	5,500円		
保 護 預 かり (年 額)	取引明細書		1 枚	110円			
	基本使用料 (年額)			33,000円			
	金庫投入口鍵 (1個)			2,420円			
	入金・集金用バッグ (契約時 1個)			3,080円			
両 替 手 数 料	入金・集金用バッグ鍵 (契約時 1個)			1,210円			
	封緘保護預かり			2,200円			
	両替枚数		窓 口	店 外			
	1枚～49枚		無料	110円			
	50枚～200枚		110円	220円			
	201枚～300枚		220円	330円			
硬 貨 入 金 手 数 料	301枚～400枚		330円	440円			
	401枚～500枚		440円	550円			
	100枚単位で110円加算						
	硬貨枚数		料 金				
	1枚～300枚		無料				
	301枚～400枚		110円				
CD・ATM利用手数料(払戻1回につき)	401枚～500枚		220円				
	501枚～1,000枚		330円				
	以後1,000枚ごとに330円加算						
	平日(8:45～18:00)		無料		110円		
平日(18:00以降)		110円		220円			
土曜・日曜・祝祭日		110円		220円			
インターネットバンキング基本手数料(月額)	項 目		件 数	手数料			
	個人用		1 契約	無料			
宝くじ高額当選換金事務手数料(5万円超換金)	法人・個人事業者用		1 契約	1,100円			
			1 件	3,300円			

でんさいネット手数料一覧

(令和8年4月現在)

手数料項目	手数料	
	インターネット利用	書面利用
基本手数料/月額	無料	無料
各種記録請求	440円	1,100円
開示請求	無料	440円
変更記録請求(利害関係が3名以上)	—	2,200円
口座間送金決済中止依頼	—	770円
支払等記録請求(強制執行等の記録後)	—	1,100円
異議申立兼口座間送金決済中止依頼異議申立手続き終了届兼異議申立預託金返還許可請求	—	1,100円
支払不能処分調査請求	—	1,100円
支払不能情報照会	—	3,300円
特例開示請求書	—	3,300円
残高証明書発行請求(都度発行方式)	—	4,400円
でんさい割引依頼、でんさい割引買戻し依頼	440円	1,100円
口座間送金決済に係る手数料	無料	無料

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

国内為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		令和6年度末		令和7年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	97,160	57,141	99,233	55,785
	他の金融機関から	176,522	68,018	170,555	68,188
代金取立	他の金融機関向け	2,613	614	2,520	585
	他の金融機関から	775	1,094	1,035	1,191

■主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 国内為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ニ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ホ) 保護預り及び貸金庫業務

(ヘ) 電子債券記録業に係る業務

当組合の子会社

該当事項なし

地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）

地域密着型金融推進に対する当組合の基本方針・経営姿勢

●当組合は、奄美群島を営業地区とし、中小企業や零細企業、個人から構成される組合員の相互扶助を理念に掲げ、長期的かつ継続的な取引のもとに地元根ざした金融機関として運営されている協同組合組織金融機関です。「きめ細かなサービスと誠実さ」でお客様一人一人のニーズにあった的確な営業と、密度の濃い取引を推進し、相互扶助、協同・協調精神のもとに、「組合員への奉仕・地域社会への貢献」を基本として運営しております。

また、当組合は、地域密着型金融の推進を継続的に取組むための基本方針として、

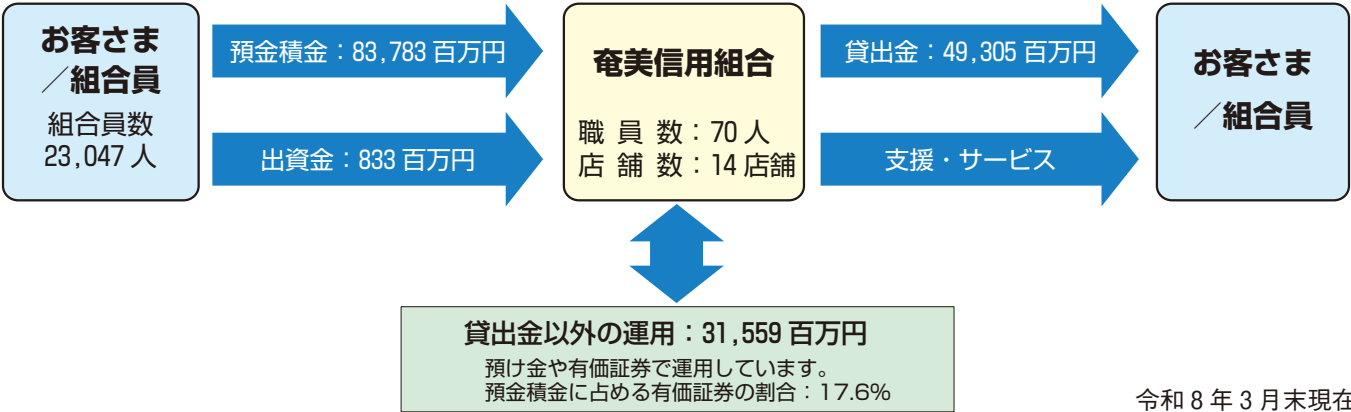
- ① ライフサイクルに応じたお客様の支援強化
- ② 中小零細企業に適した資金の提供
- ③ 地域経済への貢献
- ④ 経営力の強化
- ⑤ 地域利用者の利便性向上

と定め、預金・貸出業務のみならず、情報の提供や経営指導・相談業務・幅広いサービスの提供など、地域社会の一員として、地域社会の質や文化の向上に積極的に取組んでおります。

●平成25年6月5日「経営革新等支援機関」として、九州財務局・九州経済産業局から認定を受けました。当組合では、経営支援の取組みとして創業支援、事業計画策定支援等を行い地域密着型金融の取組みを通じて、地域経済の活性化及び中小企業の経営力強化に貢献できるよう努めています。

預金を通じた地域貢献

お客様からお預かりした預金積金は、お客様の様々なニーズにお応えし、地域経済の活性化に役立てるため、円滑な資金供給を行い、また経営指導・情報提供等、幅広いサービスの提供に努めております。



融資を通じた地域貢献

(1) 貸出実行件数・金額（令和7年度）

(単位：百万円)

区 分		件 数	金 額
事 業 者 向 け	設 備 資 金	69	2,398
	運 転 資 金	262	1,383
	小 計	331	3,781
個 人 向 け	住 宅 口 一 ン	78	1,226
	消 費 者 口 一 ン	783	1,136
	小 計	861	2,363
地 方 公 共 団 体 向 け		11	739
合 計		1,203	6,883

(注) 各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。
当座貸越（カードローン等）は除いてあります。

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は鹿児島県や奄美市等の中小企業（事業者）向け制度融資の取扱窓口指定されており、令和7年度は、11件、1億24百万円のご利用をいただいております。令和7年度末（件数：128件、残高：7億84百万円）

主 な 種 類	概 要	融資限度額	返済期間
中 小 企 業 振 興 資 金	中小企業者等の通常の運転・設備資金	運転 5,000万円	7年
		設備 7,000万円	15年
小 規 模 企 業 活 力 応 援 資 金	小規模企業者に対する資金	運転 2,000万円	5年
		設備 2,000万円	7年
特 別 小 口 融 資	小規模企業者に対する無担保・無保証人の資金	運転 2,000万円	7年
		設備 2,000万円	7年
創 業 支 援 資 金	新規に開業するための資金	運転 2,000万円	7年
		設備 2,000万円	10年
緊 急 経 営 対 策 資 金	取引先の倒産や最近の経済変動により影響を受けた時	運転 2,000万円	7年
		設備 3,000万円	10年
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 関 連 緊 急 経 営 対 策 資 金	新型コロナウイルス感染症に起因して、経営に影響を受けている中小企業者を支援する運転・設備資金	4,000万円	10年 (据置最長5年)
原 油 ・ 原 材 料 高 騰 等 対 策 特 別 資 金	新型コロナウイルス禍における原油価格や原材料高騰により、経営に大きな影響を受けた中小企業者を支援するための制度	2,000万円	5年 (据置24ヶ月以内)
伴 走 支 援 型 借 換 支 援 資 金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、当該中小企業者に対して、継続的な伴走型での支援を実施する資金	1 億円	10年 (据置最長5年)

地 域 貢 献

(3) 当組合の融資商品の概要

当組合では、中小零細事業者や住民の資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品を発売しております。

主 な 種 類	概 要	融資限度額	返済期間
教育カードローン[AMICA]	入学資金・在学資金に係わる消費者金融ローン	500万円	1年
ニューフリーローン	個人及び事業者向け資金使途自由なローン	500万円	15年
フリーローン[チョイス]	個人向け資金使途自由なローン	1,000万円	15年
職域フリーローン	個人向け資金使途自由なローン	1,000万円	10年
職域目的ローン	個人向け資金使途が明確なローン	1,000万円	10年
奨学ローン	入学資金・在学資金に係わる消費者金融ローン	500万円	10年
カーライフローン	車購入・修理に係わる消費者金融ローン	1,000万円	10年
リフォームローン	リフォーム関連資金、増改築、修繕等資金	500万円	10年
ビッグローン	個人及び事業者向け資金使途自由なローン	500万円～2億円	30年
リリーフローン	個人向け資金使途自由な消費者金融ローン	300万円	15年
スマイルローン	個人向け資金使途自由な消費者金融ローン	500万円	15年
スマイルローンⅡ	個人向け資金使途自由な消費者金融ローン	800万円	15年
しんくみ教育ローン	入学資金・在学資金に係わる消費者金融ローン	600万円(学生1人当たり300万円)	15年
年金ローン	年金受給者のための消費者金融ローン	200万円	3年
目的ローン	資金使途が明確な消費者金融ローン・保証人原則不要	500万円	7年
マイホームローンⅡ	住宅・土地取得、増改築、借換としての住宅ローン	5,000万円	35年
住宅ローンワイド	同上・保証人原則不要	5,000万円	30年
しんくみカードかけるくん	個人向けカードローン(定期積金契約)・保証人不要	300万円	5年
しんくみカードかけるくんⅡ	個人向けカードローン(定期積金契約)・保証人1名以上	300万円	5年
ゲットカード	個人向けカードローン・保証人不要	100～300万円	3年更新
大島紬ローン	個人向け大島紬購入ローン・保証人原則不要	50万円	5年
エコローンまもるくん	個人向け地球温暖化防止対策資金	800万円	10年
ユニオンローン	地公体等職員組合員向け消費者金融ローン・保証人不要	1,000万円	一般資金15年 住宅資金30年
ユニオンカード・ローン	地公体等職員組合員向け消費者金融ローン・保証人不要	500万円	3年更新
公務員ローン	公務員向け資金使途自由なローン(ユニオン先除く)	1,000万円	15年
公務員カードローン	公務員向け資金使途自由なローン(ユニオン先除く)	500万円	5年更新

取引先への支援状況等

(1) 要注意先等のランクアップへの取組み

当組合では、要注意先等のお取引先に対し、経営改善指導や元金返済猶予等の支援を行っており、コンサルティング機能の発揮により要注意先等のランクアップに積極的に取り組んでおります。

(2) 事業再生支援・創業支援についての取組み

当組合では「再生支援委員会」を設置すると共に、支援取組先への訪問・面談、セーフティネット保証制度の利用の提案等により、今後の経営改善基本方針、資金繰表、収支計画書等の提出を受けるなど、健全債権化に向けた取組み及び金融円滑化の取組みを強化いたしております。

創業・新事業支援については、地元商工会議所・商工会等との連携による情報交換、案件発掘の活用を行い、また、担当者個々の審査能力向上のため、各種研修会へ派遣しております。

(3) ベンチマークへの対応・事業性評価の推進

「金融仲介機能のベンチマーク」では、金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価、質の向上に取組み、取引業者等に対し目線を合わせて、真の事業性を評価した融資や経営改善に向けた支援を行っていくことに努めていきます。

地域サービスの充実

(1) 店舗・ATM等の設置数

14店舗にATMを設置、その他店外に18台(内、共同12台:奄美群島内ファミリーマート10店舗含む)設置しており、稼働時間内であれば土曜・日曜・祝日でも入金・出金が可能です。また、全国の信用組合、都市銀行、地方銀行、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行、農協、セブン銀行、イオン銀行のCD・ATMからのお支払いも可能です。

(2) 情報提供活動

■組合員向け情報誌『Bon Vivant(ボンビバーン)』を2ヶ月毎店頭にて配布しています。

■平成13年5月インターネットホームページを開設し、各種情報を提供しております。<https://www.amamishinkumi.co.jp>

■取引先企業に対し決算書に基づいた財務資料等の経営情報を提供し、指導・助言を行っています。

(3) 《インターネットバンキングサービス・しんくみローンサーチサービス》の提供

■お手持ちのパソコンやスマートフォンでの残高照会や振込・振替のお取引ができるサービスの提供及びインターネットWebサイトからのローン申込みが可能となる「しんくみローンサーチ」サービスの提供をしております。

(4) 《しんくみペイジー口座振替受付サービス》の提供

■平成29年10月16日から税金、公共料金、ネットショップでの買い物等の支払いがパソコン・スマートフォンからできるサービス「ペイジー」取扱を開始致しました。

(5) 《しんくみpayキャッシュレス端末サービス》の提供

令和元年9月1日よりキャッシュレス化推進の取組みとして、カード加盟店サービスを開始し奄美群島の経済発展に大きく寄与しています。

(6) 《WEB口座振替受付サービス》の提供

令和2年7月27日から口座振替の申し込みを企業のホームページ(WEB)で受け付けできるサービス「WEB口振受付」の取扱を開始しました。

(7) 《Facebookページ開設》の提供

令和2年8月3日からソーシャルネットワークサービス(SNS)上に広がる企業の広報・宣伝活動等の情報を幅広く発信するため、Facebookページを開設しました。<https://www.facebook.com/amamishinkumi.jp>

(8) 《Jデビットサービス》の提供

令和2年8月11日から金融機関で発行されたキャッシュカードで、買い物や食事代金の支払いがお客様の口座から即時引落しできるサービス「Jデビット」の取扱を開始しました。

(9) 《BankPay サービス》の提供

令和3年12月よりスマートフォンでお店のQRコードを読み取ることで、銀行口座から即時引落としされ支払いできるサービス「BankPay」を再開しました。

(10) 鹿児島銀行との連携によりファミリーマートのATMの共同利用開始

令和3年12月1日より、奄美群島内のファミリーマート10店舗のATMで利用開始となりました。

(11) 《PayPay サービス》の提供

令和4年7月4日より、キャッシュレス決済サービス「PayPay」と提携し、口座登録が利用開始となりました。

(12) 《しんくみアプリ With CRECO》の提供

令和5年6月21日より、スマートフォン等からのアプリによる取引明細が利用開始となりました。

(13) 《デジタルほーらしゃ券》の提供

令和5年12月1日より、奄美市が提供するプレミアム商品券デジタル版取扱開始となります。また、みずほ銀行より業務委託を受け、デジタルほーらしゃ券普及の為加盟店募集業務を行います。

(14) 《NISA 等金融取り次ぎサービス》の提供

令和6年10月1日より、みずほ証券(株)と提携しNISA等の金融商品の取り次ぎサービスを開始しました。

(15) 《こたら送金サービス》の提供

令和6年12月18日より、BankPayアプリを利用して、1日10万円以下の個人間振込手数料が無料となる「こたら送金サービス」を開始しました。

(16) 《WEB 完結型カーライフローン》の提供

令和7年5月26日より、来店不要でWEB上で申込ができる「WEB 完結型カーライフローン」の取扱いを開始しました。

(17) 《教育カードローン》の提供

令和7年12月12日より、入学資金・在学資金等に係る「教育カードローン」の取扱いを開始しました。

地 域 貢 献

文化的・社会的貢献に関する活動

■「しんくみの日週間」9/1～9/7に各地区で空缶・ゴミ拾い等の清掃活動、ご来店のお客様等へユリの球根(沖永良部の2店舗は、箱型オリジナルティッシュ)、全店舗へビオラの花の種をプレゼント、また1店舗では、園児による絵画展を開催いたしました。

■赤十字の献血運動では、当組合役職員が献血に参加し社会的貢献活動に取り組んでいます。

■毎年12月、赤い羽根共同募金運動に協力し、職員等からの浄財金を奄美市社会福祉協議会に寄付しています。

■地域集落の清掃活動、商工会主催の各種行事等に参加しています。

■ロータリークラブ、ライオンズクラブ、青年会議所、福祉施設等のボランティア行事に参加しています。

■社会貢献機能カード「しんくみピーターパンカード」を取扱中です。お客様に一切の負担をかけることなく、お客様がショッピングなどでご利用されたカード代金の0.5%相当額が障害や難病とたたかっている子供たちやその家庭への支援活動などに役立てられます。



R7 しんくみの日 清掃活動
(竜郷支店・笠利支店)



R7 赤い羽根共同募金贈呈



R7 ピーターパンカード寄付金贈呈式



R7 赤十字の献血運動

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数（A）					経営改善 支援取組み率 （α／A）	ランク アップ率 （β／α）	再生計画 策定率 （δ／α）
うち経営改善支援取組み先（α）							
		αのうち期末に債務 者区分がランクアップ した先数（β）	αのうち期末に債務 者区分が変化しなか った先（γ）	αのうち再生計画を 策定した先数（δ）			
125	8	1	4	8	6.4	12.5	100.0

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2. 期初債務者数は令和7年4月当初の債務者数です。
3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4. 「 α （アルファ）」のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが β には含んでおりません。
5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針』及びその取組状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針』を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めます。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る取り組み事例（令和7年度）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等 該当ありません。

2. 取り組み内容 平成28年度から割引手形の申込みについては、原則経営者保証をとらないこととしております。

●『経営者保証に関するガイドライン』の取り組み状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	199件	161件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	53.63%	48.20%
保証契約を解除した件数	2件	7件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限定)	0件	0件

お客さま満足度アンケート調査結果

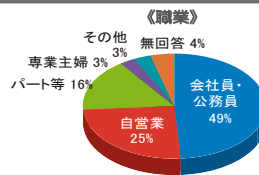
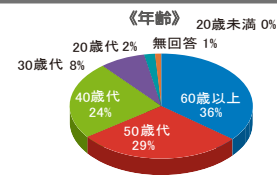
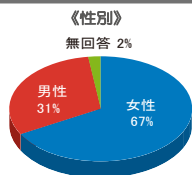
当組合では、お客さま満足度の向上に向けた取組みの一環として「お客様アンケート」をこれまで21回実施し、その結果につきましてサービスの改善に努めて参りました。令和7年度も当組合をご利用して頂いております270名のお客様にアンケート調査をお願いし、216名のお客さまから貴重なご意見・ご要望を頂きました。アンケートにより頂きましたご意見・ご要望につきまして全役職員に周知することはもちろんのこと、今後の業務運営に反映させ、より質の高いサービスのご提供に取組んで参ります。これからも、「奄美信用組合」が地域の皆様から信頼され、より一層ご満足いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命の重みを十二分に認識し、地域社会の発展に貢献できるよう努めて参ります。

●実施期間 令和8年2月4日～2月20日 ●ご回答頂いた方 216通（回収率80.0%）

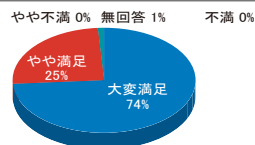
●調査方法 訪問配付⇒後日投函回収（無記名回答）、店頭調査

●調査対象 当組合のご利用者（組合員・自営業者・小規模事業所経営者）

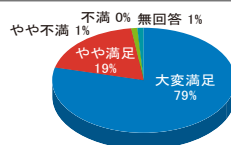
ご回答者の構成



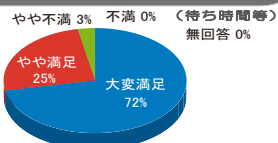
現在、利用している店舗の雰囲気



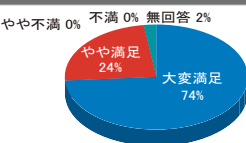
窓口係の接客マナー



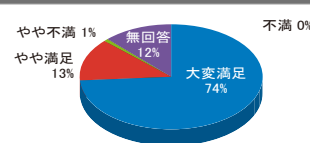
事務処理の正確さ・迅速さ



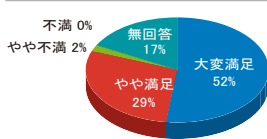
ご利用店舗のサービス満足度



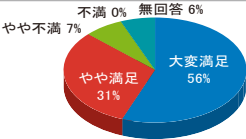
渉外係の接客マナー



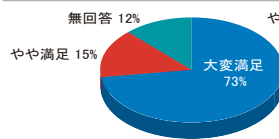
商品（預金・融資等）の品揃え



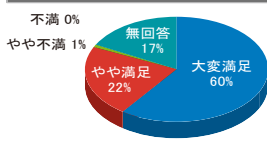
ATM（現金自動入出金機）の機能・台数



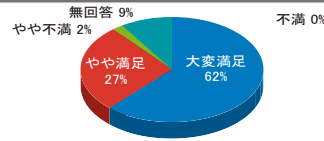
渉外係との約束事や依頼事項



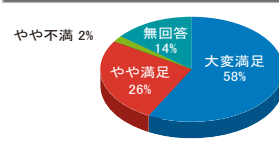
ご融資の相談等に対する対応状況



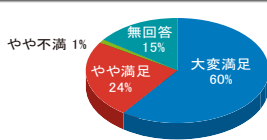
職員からの情報提供等



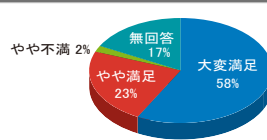
職員の商品説明・業務知識



苦情・相談等に対する対応



地域貢献（活動等）への取組み



調査結果について

前回に引き続き、「店舗の雰囲気」「窓口係及び渉外係の接客マナー」等について多くのお客さまにご満足して頂いております。しかし、一部事務につきましては、ご意見を頂いております。本結果を踏まえ、一人でも多くのお客さまにご満足頂けるよう改善を図っていきます。これからも、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

店名		住所		電話	CD・ATM
本	部	〒894-0026	奄美市名瀬港町12番2号	0997-52-7111	—
本	店	〒894-0026	奄美市名瀬港町12番2号	0997-57-1160	4台
小	浜支店	〒894-0026	奄美市名瀬港町12番2号	0997-57-1160	
長	浜支店	〒894-0026	奄美市名瀬港町12番2号	0997-57-1160	
永	田橋支店	〒894-0017	奄美市名瀬石橋町10番26号	0997-52-1560	
宇	検支店	〒894-0017	奄美市名瀬石橋町10番26号	0997-52-1560	1台
竜	郷支店	〒894-0102	大島郡龍郷町瀬留1476番地	0997-62-2511	1台
笠	利支店	〒894-0102	大島郡龍郷町瀬留1476番地	0997-62-2511	
瀬	戸内支店	〒894-1503	大島郡瀬戸内町古仁屋大湊9番地3	0997-72-1311	1台
徳	之島支店	〒891-7101	大島郡徳之島町亀津7262番地	0997-82-1241	2台
天	城支店	〒891-7612	大島郡天城町平土野26番地9	0997-85-4121	1台
喜	界支店	〒891-6202	大島郡喜界町湾323番地1	0997-65-2311	1台
伊	仙支店	〒891-8201	大島郡伊仙町伊仙1839番地1	0997-86-4100	1台
沖	永良部支店	〒891-9112	大島郡和泊町和泊51番地1	0997-92-3111	1台
知	名支店	〒891-9213	大島郡知名町瀬利覚2143番地3	0997-93-5111	1台

店外CD・ATM店

店名	住所	CD・ATM
本	〒894-0008 奄美市名瀬浦上1133番4号 タイヨー浦上店駐車場内	1台
	〒894-0061 奄美市名瀬朝日町13番3号 だいわ大熊店駐車場内	1台
	〒894-0041 奄美市名瀬朝仁町29番5号 タイヨー朝仁店駐車場内	1台
永田橋支店	〒894-0015 奄美市名瀬真名津町13番1号 タイヨー平田店駐車場内	1台
	〒894-3301 大島郡宇検村湯湾986番地 宇検出張所	1台
竜郷支店	〒894-0511 奄美市笠利町里18番地5 赤木名出張所	1台
共同CDコーナー	〒894-0015 奄美市名瀬真名津町18番1号 県立大島病院内	1台
共同CDコーナー	〒894-0106 大島郡龍郷町中勝580番地 ビッグII奄美店内	1台
共同CDコーナー	ファミリーマート 大島本島内 6店舗（奄美市4・瀬戸内町1・龍郷町1）	6台
共同CDコーナー	ファミリーマート 徳之島内 4店舗（徳之島町2・天城町1・伊仙町1）	4台



営業地区

鹿児島県のうち、鹿児島市・奄美市・大島郡（瀬戸内町・宇検村・龍郷町・大和村・徳之島町・天城町・伊仙町・喜界町・和泊町・知名町・与論町）の区域です。



索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ

【概況・組織】

1.事業の方針	2
2.事業の組織	* 3
3.役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）	* 2
4.会計監査人の氏名又は名称	* 2
5.店舗一覧（事務所の名称・所在地）	* 30
6.自動機器設置状況	30
7.営業地区	30
8.組合員数	3
9.子会社の状況	25

【主要事業内容】

10.主要な事業の内容	* 25
11.信用組合の代理業者	* 取扱いなし

【業務に関する事項】

12.事業の概況	* 3
13.経常収益	* 8
14.業務純益等	* 8
15.経常利益（損失）	* 8
16.当期純利益（損失）	* 8
17.出資総額、出資総口数	* 8
18.純資産額	* 8
19.総資産額	* 8
20.預金積金残高	* 8
21.貸出金残高	* 8
22.有価証券残高	* 8
23.自己資本比率	* 9
24.出資配当金	* 8
25.職員数	* 8

【主要業務に関する指標】

26.業務粗利益および業務粗利益率	* 8
27.資金運用収支、役務取引等収支およびその他の業務収支	* 8
28.資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	* 10
29.受取利息、支払利息の増減	* 8
30.役務取引の状況	8
31.その他業務収益の内訳	11
32.経費の内訳	8
33.総資産経常利益率	* 10
34.総資産当期純利益率	* 10

【預金に関する指標】

35.預金種目別平均残高	* 11
36.預金者別預金残高	11
37.財形貯蓄残高	11
38.職員1人当り預金残高	11
39.1店舗当り預金残高	10
40.定期預金種類別残高	* 11

【貸出金等に関する指標】

41.貸出金種類別平均残高	* 11
42.担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	* 12
43.貸出金金利区分別残高	* 11
44.貸出金使途別残高	* 11
45.貸出金業種別残高・構成比	* 12
46.預貸率（期末・期中平均）	* 11
47.消費者ローン・住宅ローン残高	11

48.代理貸付残高の内訳	24
49.職員1人当り貸出金残高	11
50.1店舗当り貸出金残高	10

【有価証券に関する指標】

51.商品有価証券の種類別平均残高	* 取扱いなし
52.有価証券の種類別平均残高	* 11
53.有価証券種類別残存期間別残高	* 12
54.預証率（期末・期中平均）	* 11

【経営管理体制に関する事項】

55.法令遵守の体制	* 13
56.報酬体系について	* 23
57.苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	* 13
58.リスク管理体制	* 14、15
資料編	17-23

【財産の状況】

59.貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書	* 5、6、7、8
60.協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	* 13
（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
（2）危険債権	
（3）三月以上延滞債権	
（4）貸出条件緩和債権	
（5）正常債権	

61.自己資本充実の状況（自己資本比率明細）	* 9
62.有価証券、金銭の信託等の評価	* 10
63.外貨建資産残高	24
64.オフバランス取引の状況	10
65.先物取引の時価情報	10
66.オプション取引の時価情報	取扱いなし
67.貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	* 12
68.貸出金償却の額	* 12
69.財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	24
70.会計監査人による監査	* 24

【その他の業務】

71.内国為替取扱実績	25
72.外国為替取扱実績	24
73.公共債窓販実績	24
74.公共債引受額	24
75.手数料一覧	25

【その他】

76.トピックス	24
77.沿革・歩み	2
78.継続企業の前提の重要な疑義	* 該当無し
79.総代会について	4

【地域貢献に関する事項】

80.地域密着型金融推進に対する当組合の基本方針・経営姿勢	26
81.預金を通じた地域貢献	26
82.融資を通じた地域貢献	26、27
83.お取引先への支援状況	27
84.地域サービスの充実	27、28
85.文化的・社会的貢献に関する活動	28
86.お客さま満足度アンケート調査結果について	29
87.経営改善支援等の取り組み実績	28
88.「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	29

AMAMI SHINYO KUMIAI



〒894-0026 鹿児島県奄美市名瀬港町12番2号
TEL : 0997-52-7111 FAX : 0997-53-5211
<https://www.amamishinkumi.co.jp>

